

1 根拠法令

- 国土利用計画法 第38条
- 執行機関の附属機関に関する条例
- 埼玉県国土利用計画審議会規則

2 審議会の主な役割

- 埼玉県国土利用計画の策定、変更の際し、意見を述べること
- 埼玉県土地利用基本計画の策定、変更の際し、意見を述べること
- 市町村国土利用計画の策定、変更に対して、知事が助言・勧告するに際し、意見を述べること

土地利用調整に係る法体系

国土利用計画法

第5次埼玉県国土利用計画（R5.10策定）

- 人口減少・高齢化という県が直面する課題を踏まえ、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むとした「県土利用に関する基本的な方針」を記載
- 基本的な方針を踏まえ、農地や宅地など利用区別に概ね10年後の面積目標を設定
基準年：令和2年、目標年：令和15年

第6次
国土利用計画
(全国計画)
(R5.7策定)

国計画を基本

県計画を基本

市町村計画

国土利用計画を踏まえ

埼玉県土地利用基本計画

計画書（R6.6策定）

- 埼玉県内を五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）に区分し、それぞれの土地利用の原則を規定
- 五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針について記載
- 土地利用基本計画の管理として、県庁内の推進体制、国土利用計画審議会への意見聴取などにより適切に運用する旨を記載

計画図（国土利用計画審議会の議を経て随時変更）

- 埼玉県の地形図に五地域区分を示したもの
⇒土地利用転換を行おうとする場合には、この計画図を変更

（変更しようとする場合は、埼玉県国土利用計画審議会への意見聴取を行う。）
（国土審は、土地利用基本計画（計画書）の方針等と照し合せて、諮問案件の土地利用転換が適切であるかを審議）

土地利用基本計画に即して

個別規制法の措置

- 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用を図るため、都市計画法などの個別規制法において、土地利用規制その他の措置を講ずることが規定されている。（国土利用計画法第10条）

例：都市計画法第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、土地利用基本計画に即して策定する など